

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 4 日現在

機関番号：34509

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2015

課題番号：24730455

研究課題名(和文) <自立>を志向する障害者とケアワーカーの相互行為に関する調査・実証研究

研究課題名(英文) A research for interaction of people with disabilities in independent living and care worker

研究代表者

前田 拓也 (MAEDA, Takuya)

神戸学院大学・現代社会学部・准教授

研究者番号：60552148

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、障害者と障害者をケアする者との相互行為プロセスに注目し、両者のあいだで「自立した生活 independent living」がいかにして協同的に達成されるかを、質的調査をもとに明らかにすることを目的とする。

「自立した生活」を支援する複数のエージェントと障害当事者間の「相互行為 interaction」を分析の対象とする本研究では、フィールドワーク(参与観察/聞き取り調査)によって現場の実践を明らかにするミクロな研究と、現場を取り巻く現代社会の論理の変化や財政などの動きを追うマクロレベルの研究、障害者運動の現代史研究、という3つのアプローチを採用した。

研究成果の概要(英文)：The Purpose of this research is to refine how they construct "independent living" with qualitative data on the process of interaction between people with disabilities and care worker. They fall into three approaches to analyze the interaction between disabled people and some agents who support "independent living". (1) Micro level approach that describe the practices in everyday life with fieldwork. (2) Macro level approach to pursue varied logics or finances. (3) contemporary history studies of movement of people with disabilities.

研究分野：福祉社会学

キーワード：介助 障害者 身体障害者 自立生活 障害者運動

1. 研究開始当初の背景

2000年代以降、日本の貧困・低所得者層に対する政策が、「保護救済」から「自立支援」の側面をより重視するものへと転換してきた。典型的には、2005年度からの生活保護制度における「自立支援プログラム」の導入に見られるように、「自立支援」は、今や日本の社会福祉総体の課題となっているといえよう。

こうした状況のなかで、日本の障害者施策においても、サービス利用者である障害者の「自立」を重視する議論が注目を集め、実際の施策のなかにも「支援」の必要性と、「自立」を実現するための具体的なサービスが盛り込まれるようになった。なかでも、2006年10月より全面施行された「障害者自立支援法」は、その名の示す通り、制度利用者の自立を支援する「総合的な自立支援システム」の構築をめざしたものであった(岡部、2006)。

(1) 労働としての介助/介護

2000年代以降の、「措置から契約へ」というケアをめぐる制度上の大きな変化によって、障害者自ら介助の内容や提供者を選び、「サービスとして」利用することができるようになった。典型的には、2003年の支援費制度の施行、その後、2006年に障害者自立支援法へ移行が、これにともなって、障害者介助も「労働」として成り立つことになった。こうした背景をもとに、「ロスジェネ」以降の「若者と労働」をめぐる議論の状況との関係から、介助者のしんどさが、介助という「仕事としてのしんどさ」として、また、ときに「若者労働論」の枠内で語られるという状況が生まれる(たとえば、[杉田2008]、[渡邊2011]、[杉田・瀬山・渡邊編2013]など)。

たしかに、現在30歳代～40歳代前半で介助者の中核を担う者たちは、就職氷河期、労働の規制緩和、という背景のなかで、介護・介助が若者の「仕事」として成立するようになっていった時期に介助者となった者たちだが、現場はいま、その「次のステージを模索している」段階にある(渡邊2013: 45-46)。障害者たちの「当事者主権の<場>」が確立していく一方で、「介助を<する者>が生きて働くことの新たな閉塞」が生まれていったと整理することができる(岡部2014: 21)。

(2) 政策志向の障害学

また、2009年以降には、障害者制度改革の3つの課題であった障害者総合支援法の制定、障害者基本法の改正等推進体制の見直し、障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定が、現在、一定の結論を得た。この制度改革は、当時の民主党政権下で「当事者参

画」をキーワードにすすめられてきた「障がい者制度改革推進会議」からはじまる大きな流れのなかに位置づけることができる。

2011年8月には、障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障害者基本法が改正。いわゆる「障害の社会モデル」

障害者が受ける制限は機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずる。によって障害者の定義を見直し、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とした。また、こうした社会的障壁を除去するおこないとしての「合理的配慮」の提供を義務づけること(その不提供は障害者への差別であること)を定めた。

そのうえで、2014年1月の障害者権利条約の批准、さらに2013年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が成立し、2016年に施行された。

こうした状況下で、障害研究 とくに障害学では 「政策のアイデアを提供できる障害研究」を求める機運が高まりつつある。

たとえば、上記の障害者政策委員会のメンバーでもある石川准からは、「障害者の語りや経験を文字や言葉にしたり、障害者と他者との関係や相互作用を反省的に問い直したり、障害に関わる『常識』の再生産を分析した」研究が大勢を占めている現状を踏まえ、「障害学はなぜ障害者政策研究をやらないのか」という問いが提起されると同時に、「障害学でなければできない政策研究はなにか、という問いの設定そのものを問いなおす必要がある」と述べた(石川2014: 30-31)。

こうした状況のなかで相対的に後景に退きつつある、「介助すること/世話すること」に従事することを通して健常者自身のアイデンティティの問い直しといった課題を、制度論、政策論、および運動論のなかでどのように位置づけることができるのかが、あらためて問われよう。

2. 研究の目的

以上の背景を踏まえ、本研究は、福祉社会学の立場から、障害者と障害者をケアする者との相互行為プロセスに注目し、両者のあいだで「自立した生活」がいかんして協同的に達成されるかを明らかにすることを目的とする。

障害者の「自立」をいかんして達成するかという課題に対しては、これまで特に、社会福祉学や教育学、看護学などの領域で、研究成果が蓄積されてきた。こうした課題に社会学からアプローチすることの意義は、他の研究領域において欠けてしまいがちな「相互行為としてのケア」という重要な観点を採り入

れることにあった。

社会福祉学や看護学は、クライアントの気持ちをかかえて受け止めるか、あるいは、ケアに必要な技術をいかにして効率よく身につけるか、といったケアする側の「受動的な側面」にのみ関心を寄せがちである。そのような観点からケアを分析することで、担い手の意識や行為がクライアントからの影響を受け、変容するという契機は見落とされてしまう。同時に、その変容がさらにクライアントにも作用するというコミュニケーション上のフィードバックを、十分に分析の俎上に載せることができないという問題も生じる。

一方、社会学には伝統的に、コミュニケーションないし相互行為を社会的文脈のなかから理解しようとする分析視角をめぐって、一定の議論の蓄積がある。とはいえ、「相互行為としてのケア」という観点から実際のケアのありようを論じた社会学的研究はそう多くはない。本研究に先立つ研究として、日本における身体障害者の自立生活運動を分析した社会学的研究の嚆矢[安積ほか 1990=2012]。また、知的・発達障害者の自立生活とその支援のありようを焦点をあてた[寺本ほか 2008]報告や、認知症高齢者と介護者との関係性に焦点を当てた[天田 2003][天田 2004]報告もある。さらに、[渡邊琢 2011]が障害者の介護料をめぐる制度とそれらを一貫して要求してきた障害当事者運動の歴史の現代的意義を分析することを通じて、障害者介護実践を労働問題として論じた。

これらを踏まえ、「自立した生活」を支援する複数のエージェント(ケアワーカー/医療従事者などの専門家集団)と障害当事者間の“相互行為”を分析の対象とする本研究は、フィールドワーク(参与観察/聞き取り調査)によって現場の実践を明らかにするミクロな研究と、現場を取り巻く現代社会の論理の変化や財政などの動きを追うマクロな研究、障害者運動の現代史研究、という3つのアプローチを採用し、広範的に検証することを通じて、「障害者自立支援」というイシューに対する政策的提言をおこなう。

「自立した生活」のもつ社会的含意を再検討するため、「自立した生活」を、単にケア労働者に依存して暮らす障害当事者個人に帰属/完結する個別的な現象として理解するのではなく、ケアする者とされる者との関係性を変容させる契機として捉え直し、両者の相互行為プロセスを、障害者のニーズの表出とケアワーカーによるニーズの解釈過程に沿って記述・分析することを目指す。したがって、「支援」を所与のもの・実体的なものではなく、関係的・媒介的概念としていることに最大の特徴がある。このようなアプローチを採ることを可能にするのは、「支援」という概念の汎用可能性を視野に入れている

からである。したがって、このような立場に立つ本研究のもつ意義は、現在あらゆる領域にまたがり社会福祉総体の喫緊の課題となっている「自立」と「支援」というイシューに対して、規範的議論ないし、明確な政策的提言を可能にすることにあり、そのための基礎的研究と位置付けることができる。

3. 研究の方法

本研究では、障害者の「自立した生活 independent living」を支援する複数のエージェントと障害当事者間の相互行為 interaction のありようを3つのアプローチを通じて明らかにすることを目指した。

(1) フィールドワークによって現場の実践を明らかにするミクロな研究

ケアの受け手の固有な生活と生存のありかたは、ケアの担い手がそのつど別様な対応や受け止め方を試みることが重要な鍵となる。このような仮説のもと、現場で生起するさまざまな問題に対して、ケアの担い手がどのような解決策を講じているか、また、それらの問題解決策の成功可能性がどのようにして担保されうるかを、実際のケア場面の観察とインタビューによって明らかにする。具体的には、特に言語によるコミュニケーションがかならずしも容易ではない人びとへの支援を担っている現場において、ケアワーカーは障害当事者のニーズをどのようにして把握するのか、また、それを可能にする要因とはなにか、といった問題関心に基づいて、支援の実践論理を導き出すことを目指した。

(2) 現場を取り巻く現代社会の論理の変化や財政などの動きを追うマクロな研究

現在、対人ケアの領域に関わる様々な職種、障害者のみならず、高齢者をケアする介護労働や看護職の離職率の高さは、対応すべき喫緊の課題として社会問題化されつつある。しかし一方で、社会構造の大きな変化のなかで多様な生きかたや暮らしかたが模索される中、「オルタナティブな働きかた」を可能にする職業として、ケアおよび看護職は一定の注目を集め続けている。このような、ケアの担い手たちの置かれた「引き裂かれた状況」を、緩和しうる労働条件とはいかなるものかを、近年の介護の社会化ないし市場化の背景を踏まえた雇用政策の観点から明らかにすることを目指す。

(3) 障害者と健常者の関係性がこれまでどのように問題化され、当事者たちに語られてきたかを追う障害者運動の現代史研究

日本の障害者運動、1970年代から80年代

にかけての掘り起こしと再評価をおこなう気運が高まりつつある。日本の社会福祉の「正史」として記録されなかった様々な事実を記録し直す実践としての意義を見出すことができる。同時に、かつて障害者運動を担った当事者たちが高齢化するにともなって、彼らへのライフストーリー調査の実施は喫緊の課題となりつつある。

本研究は、彼らへの聞き取り調査を実施することを通じて個々人のライフヒストリーを再構成すると同時に、かつて「障害者の自立」と「地域生活」がどのようなものとして語られ、現在においてどのような成果として現れているのかを議論する。

4. 研究成果

研究の主な成果、得られた成果の国内外における位置づけとインパクト、今後の展望など

(1) 研究の主な成果

まず、「介助者の経済的自立/生活保障」を「政策提言」として述べるならば、介助者への待遇の悪さは離職率を高め、結果的に障害当事者が利用可能な介助の「量」を減らすという意味で、明確に障害者の自立生活にとってマイナスに機能する。介助者にまともな暮らしができない状況をつくり、保障しないのは、障害者が社会生活を営むにあたっての「障壁 disability」になり、合理的配慮の不提供でありうるのだから、「権利条約」および「解消法」の趣旨と照らしあわせても、これは（消極的な）差別であると言えるだろう。「社会モデル」によって新たな障害者介助制度を再構築し（橋本 2014）また、介助報酬の引き上げを要求して、介助者の労働環境を向上させていくための論拠となりうる議論を蓄積してゆくことはなお必要である。

障害者運動のなかでも、CIL に代表される事業スタイルは、介助を「サービス」と捉え、同時に、それら「介助サービス」を利用する障害者たちを「消費者」と捉える。有償で提供されることの主たる意義は、介助「量」の安定と確保、および、介助者に責任をもって介助を担わせることにある。同時に、介助を利用する障害者にとっても、あくまでも介助サービスを利用する「消費者」としての自覚を促すことにもある（中西 1998）。また、介助が有償であることによって、先に述べた「自己決定する自立」が実現できるとされる。

こうしたシンプルかつドライな部分にこそ、これまでCIL が一定の成功をおさめてきた理由の一部があったと評価できる。CIL が依って立つ介助システムは、貨幣という透明なメディアを介した「社会」全体の「負担」

具体的には税の再分配 を求めてきた。だから、介助労働者への報酬をいかにし

てアップさせるかという政策の言語はたしかに必要なことは間違いない。

しかし、CIL 的な介助システムは、ドライな場として設計されてきたにもかかわらず、やはり、じつは介助者になること/慣れることは、それまでの健常者としての生活史（生活背景）を問いなおすことでもあった。そうした、介助者が経験する自己の変容、あるいは健常者としての生活史の問い直しとは、具体的にどのようなものなのだろうか。そして、それを言語化することが、障害者運動の置かれた現状にとってどのような意義をもちうるか。

介助制度を保障することは、障害者の暮らしを妨げる社会的障壁をなくし、地域で暮らすための合理的配慮を実現することである。また同時に、健常者と障害者が接触する機会と、それにともなって、健常者が自身のアイデンティティや立場性を「揺さぶられる」回路を確保することでもありうる。このために、介助を受けることを保障する/介助に従事することを保障する制度は必要である。

介助という仕事は、多かれ少なかれ「他人の家に上がりこむ」ことを前提とした仕事である。介護/介助の現場はたしかに、健常者と障害者、世話する者とされる者相互の生活背景が交錯し、侵襲しあう場である。また、健常者にとっては、障害者との接触によってもたらされるなんらかのノイズな経験によって主体を再帰的に構成しなおす場でもある。

以上のように、重度身体障害者の介助現場での参与観察にもとづき、健常者が「介助者/世話する人になりゆく」経験、つまり、障害者介助を担うことを通じた「自己の変容のプロセス」の経験を、「出会いのしかけとしての介助」という視点から、障害者政策研究の一環として位置づけた。

1970 年代末にはじまる日本の障害者の自立生活運動は、脱施設、脱家族という主張とともに、地域で当事者の自己決定をもとに暮らすことが目指されてきた。また同時に、その具体的な暮らしにおいては、非対称な関係にある障害者と健常者が、日々の介助を通して「出会う」場を構築するための実践としての意義も見出されてきた。そして現在もなお、介助の現場は、世話する者とされる者相互の生活背景が交錯し、侵襲しあう場となることを避けることはできない。また、とくに健常者にとっては、障害者との接触がもたらす経験によって主体を再帰的に構成しなおす場ともなる。こうした機会を、むしろ積極的に確保し、促すという意味において、有償の介助を保障する制度は必要であると言えることができる。

(2) 今後の課題と展望

ここまで見てきたように、「自己を変容させるための出会いの技法」としての介助を経験する機会を確保するという意味で、介助制度の保障はなお必要である。しかし一方で、「自己の変容」それ自体を一概に肯定できるとは言い切れないところがある。障害者との出会いによって経験された健常者としてのこれまでの生活背景やアイデンティティが「揺さぶられる」ことが、当の健常者/介助者にとってただ「ネガティブな経験」として解釈され、記憶されることによって、排除的な認識の枠組みがむしろ強化されたり、新たな差別を生み出したりする可能性は常にはらまれている。

ではどのような「変容」が求められるべきなのか。やはりそれを一概に言うことはできない。いずれにせよそれらの経験がどのように解釈され、評価され、ときに修正されていくのかは、CILなどの具体的な「場」に委ねられていると言うほかあるまい。

障害者と介助者双方を含めた「介助」にかかわる人びとの、自身の経験に対する解釈の枠組みがどのように生成されてゆくのか。また、そうした実践にとって、CILという場はどのような意味をもっているのか。これらはおそらく、かれらの語りをつぶさに聞き取っていくことを通してしか記述できないだろう。そして、わたしたちにできるのは、これらの経験が「当事者」間で語られ、蓄積されていくとき、どのような「揺さぶり」の質、ひいては「関係の質」が保障されていくのか、あるいは、そもそもそうした実践が具体的にどのようにおこなわれているのか、これらを記述する方法を模索することである。

いずれにせよ、本研究では達成することができなかった、これらの可能性について、政策志向の知の蓄積という社会的な要請と独立して考えられるのではなく、あくまでもそれらとの緊張関係のただなかで探求することが、今後の課題となる。

<引用文献>

天田城介, 2003, 『老い衰えゆくこと の社会学』多賀出版.
天田城介, 2004, 『老い衰えゆく自己のノと自由 高齢者ケアの社会学的実践論・当事者論』ハーベスト社.
安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也, 1990=2012, 『生の技法 家と施設を出て暮らす障害者の社会学 [第3版]』生活書院.
橋本眞奈美, 2014, 『「社会モデル」による新たな障害者介助制度の構築 障害者のエンパワメントを実現するために』明石書店.
石川准, 2014, 「障害者政策への当事者参画の意義と課題」『障害学研究』10: 26-31.
中西正司, 1998, 「消費者コントロールの介助制度の提案—新しい障害者介護保障に向けてのセルフマネジドケア(試案)」『季刊 福

祉労働』81: 138-143.

岡部耕典, 2006, 『障害者自立支援法とケアの自律 パーソナルアシスタンスとダイレクトペイメント』明石書店.

岡部耕典, 2014, 「生きて稼ぐ、と<支援>をめぐる試論」『支援』4: 10-28.

杉田俊介, 2008, 『無能力批評 労働と生存のエチカ』大月書店.

杉田俊介・瀬山紀子・渡邊琢編, 2013, 『障害者介助の現場から考える生活と労働 ささやかな「介助者学」のこころみ』明石書店.

寺本晃久・岡部耕典・末永弘・岩橋誠治, 2008, 『良い支援? 知的障害/自閉の人たちの自立生活と支援』生活書院.

渡邊琢, 2011, 『介助者たちは、どう生きていくのか 障害者の地域自立生活と介助という営み』生活書院.

渡邊琢, 2013, 「障害者介助の現場より健全者・介助者(介護者)・コーディネーターとして思うこと」[杉田ほか]: 15-58.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

前田拓也, 2015, 「他人の暮らしに上がりこむ 身体障害者の自立生活と介助者の経験」, 『理論と動態』39-54.

[学会発表](計2件)

前田拓也, 2012, 「<支援>のフィールドワーク: 調査と実践のはざままで」
第63回関西社会学会大会 2012年5月 若手企画シンポジウム 第1部会(於: 皇學館大学)

前田拓也, 2014, 「世話する人」になる障害者の自立生活と 介助者のライフヒストリー
第30回日本解放社会学会大会 2014年9月(於: 関西学院大学)

[図書](計1件)

前田拓也, 2013, 「セクシュアリティ/身体をケアの場面でどう扱うべきか?」福祉社会学会編『福祉社会学ハンドブック 現代を読み解く98の論点』, 212-213

[産業財産権]

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

前田拓也，2013，「ブックガイド | 玉垣
努・熊篠慶彦編著『身体障害者の性活動』」，
『障害学研究』9，259-261.

前田拓也，2013，「シンポジウム報告 | 支
援のフィールドワーク 調査と実践のは
ざままで」，『支援』生活書院，3，288-294.

前田拓也，2014，「ブックガイド 天島大輔
著『声に出せない あ・か・さ・た・な：世
界にたった一つのコミュニケーション』」『障
害学研究』10号，247-250.

前田拓也，2014，「『いまなんて言ったの』
の社会学 障害者の声と『笑い』」
vol.155，94-125.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

前田 拓也(MAEDA, Takuya)
神戸学院大学・現代社会学部・准教授
研究者番号：60552148

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：